

2025年8月14日

株主各位

東京都港区南青山二丁目24番15号  
ペイクラウドホールディングス株式会社  
代表取締役 尾上 徹

### 新株予約権発行に関する取締役会決議公告

当社は、2025年8月14日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の監査等委員ではない取締役に対し、下記の内容の「第28回新株予約権」を発行することを決議いたしましたので、会社法第240条第2項及び同条第3項の規定に基づき、公告いたします。

#### 記

##### 【第28回新株予約権発行要項】

##### (1) 新株予約権の数

63個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式6,300株を上限とし、下記により定義する付与株式数が調整された場合は、当該新株予約権に係る調整後の付与株式数に上記新株予約権の上限の数を乗じた数とする。

##### (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式は、当社普通株式とし、1個あたりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という）は、100株とする。  
なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換、株式交付又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとする。ただし、以上までの調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

##### (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。なお、新

株予約権割当日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合その他行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。

(4) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当社は、新株予約権の割当てを受ける取締役に対し払込金額と同額の金銭報酬を付与し、取締役は、当該報酬請求権と当該新株予約権の払込金額とを相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使期間

新株予約権割当日の翌日から、2045年8月29日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、当社及び当社子会社の役員又は従業員のいずれの地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過するまでに限り、新株予約権を一括して行使することができる。
- ② 上記①以外の新株予約権の行使条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 新株予約権の取得事由

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画についての承認の議案が株主総会で決議された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権者が上記(6)の規定により新株予約権を行使することができなくなった場合には、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、行使ができなくなった当該新株予約権の全てを無償で取得することができる。
- ③ その他の取得に関する事項は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。

(9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(10) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（2）に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為の効力発生日から上記（5）に定める行使期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記（7）に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

⑧ その他新株予約権の行使の条件

上記（6）に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得事由および条件

上記（８）に準じて決定する。

⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(11) 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

(12) 交付する株式数に端数が生じた場合の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(13) 新株予約権のその他の事項等

その他の事項については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会の決議において定める。

(14) 新株予約権を割り当てる日

2025 年 8 月 29 日

(15) 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社の監査等委員ではない取締役 1 名 63 個

以上